

令和 7年 7月25日

高槻市長 濱田 剛史

制限付一般競争入札要綱（郵便入札）

1 発注番号	180	2 工事名称	高槻城公園北エリア（一期）整備工事（公園）
3 工事場所	高槻市野見町地内		
4 工事概要	公園ほか整備 A=1.4ha 基盤整備 一式 施設整備 一式 植栽 一式 仮設 一式		
5 工期	議決日 から 令和 9年 3月31日 まで		
6 週休2日工事	発注者指定方式（通期の週休2日工事）		
7 入札参加資格	入札に参加しようとする者の構成等	応募は、単体企業又は複数企業によるものとする。複数企業による場合は共同企業体を結成するものとする。また同一の企業が複数の応募者となり入札に参加することは認めない。 なお、応募者は以下に示す「共通要件」と「個別要件」をそれぞれ満たすこと。	
	共通要件	応募者は、単体企業、共同企業体の代表者・構成員にかかわらず、以下の条件のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 (ただし、必要書類が提出されていること。また、令和7年度新規登録業者でないこと。) (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。（ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。）	
	個別要件	1 単体企業の要件 (1) 経営事項審査結果の「土木一式」の総合評定値（本工事公告日現在、最新のもの）が1, 300点以上であること。 平成27年度以降に国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注した、国指定特別史跡、史跡、遺跡または公園の整備工事（土木一式工事）で、元請けとして施工実績があること（発掘調査のみの請負は施工実績として認めない）。 「土木工事業」の特定建設業の許可を有し、専任の監理技術者の配置が可能であること。 ※特定営業所技術者は配置できない。 ※建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を専任配置する場合に限り、監理技術者の兼任配置を受注者において2件まで可とする。	
		2 共同企業体の構成が「2者」の代表者・構成員の要件 代表者の要件（2者の場合） (1) 経営事項審査結果の「土木一式」の総合評定値（本工事公告日現在、最新のもの）が1, 200点以上で、他の構成員の評定値を下回らないこと。 平成27年度以降に国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注した、国指定特別史跡、史跡、遺跡または公園の整備工事（土木一式工事）で、元請けとして施工実績があること（発掘調査のみの請負は施工実績として認めない）。 「土木工事業」の特定建設業の許可を有し、専任の監理技術者の配置が可能であること。 ※特定営業所技術者は配置できない。 ※建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を専任配置する場合に限り、監理技術者の兼任配置を受注者において2件まで可とする。 構成員の要件 市内業者（高槻市内に本店を有する者）または準市内業者（過去において5年間以上市内業者として実績があり、現在高槻市内に営業所等を有する者）で、本市入札参加資格者名簿の「第1希望で土木一式工事」に登録され、級別格付の「土木A」に格付されていること。 (2) 経営事項審査結果の「土木一式」の総合評定値（本工事公告日現在、最新のもの）が750点以上であり、「土木工事業」の特定建設業の許可を有していること。	
3 共同企業体の構成が「3者」の代表者・構成員の要件 代表者の要件（3者の場合） 「代表者の要件（2者の場合）」と同じ。 構成員1の要件 (1) 経営事項審査結果の「土木一式」の総合評定値（本工事公告日現在、最新のもの）が900点以上であり、「土木工事業」の特定建設業の許可を有していること。 構成員2の要件 市内業者（高槻市内に本店を有する者）または準市内業者（過去において5年間以上市内業者として実績があり、現在高槻市内に営業所等を有する者）で、本市入札参加資格者名簿の「第1希望で土木一式工事」に登録され、級別格付の「土木A」に格付されていること。 (2) 経営事項審査結果の「土木一式」の総合評定値（本工事公告日現在、最新のもの）が750点以上であり、「土木工事業」の特定建設業の許可を有していること。			

8 共同企業体を結成する場合等	<p>(1) 共同企業体の構成 : 2者または3者 ※市内業者または準市内業者を1者以上含むこと。 2者の場合: 30%以上 3者の場合: 20%以上</p> <p>(2) 1者当りの出資比率 : ※ただし、共同企業体代表者の出資比率が、構成員の出資比率を下回ってはならない。</p> <p>(3) その他 : 代表者及び構成員は、本工事の2以上の共同企業体の代表者または構成員となることはできない。また、本工事に別途単体企業として申請することはできない。</p>
9 共同企業体代表者・構成員の申込み制限	<p>○ 別紙「申込み制限数ほか」のとおり ※共同企業体として参加する場合も、代表者及び構成員を問わず申込み制限数の対象となる。</p>
10 設計図書等	<p>○ 設計図書等の確認 : 高槻市ホームページからダウンロードして確認すること。</p>
11 設計図書に対する質問及び回答	<p>設計図書に対する質問がある場合は、高槻市ホームページ等に掲載している「質問書」を、「(2) 質問書の提出先」に提出すること。 なお、入札手続に対する質問は電話にて随時受付を行う。</p> <p>(1) 質問の方法</p> <p>(2) 質問書の提出先 : https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11957</p> <p>(3) 質問受付日時 : 令和7年8月1日 午後1時から 午後5時まで 令和7年8月6日 午前10時から</p> <p>(4) 回答日時及び方法 : 高槻市ホームページに掲載</p>
12 提出書類および郵送方法	<p>【単体企業の場合】</p> <p>(1) 入札書 : 入札金額（消費税抜き）及び3桁の抽選用数字を所定の欄に記入する。内封筒に封入する。</p> <p>(2) 積算内訳書 : 積算内訳書の合計金額（消費税抜き）は、入札金額と同一であること。内封筒に封入する。</p> <p>(3) 制限付一般競争入札参加申出書 : 外封筒に封入する。 ※(1)～(3)を高槻市ホームページからダウンロードして作成すること。</p>
	<p>【共同企業体の構成が「2者」の場合】</p> <p>(1) 入札書 : 入札金額（消費税抜き）及び3桁の抽選用数字を所定の欄に記入する。内封筒に封入する。</p> <p>(2) 積算内訳書 : 積算内訳書の合計金額（消費税抜き）は、入札金額と同一であること。内封筒に封入する。</p> <p>(3) 制限付一般競争入札参加申出書 : 外封筒に封入する。</p> <p>(4) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体代表者用） : 外封筒に封入する。</p> <p>(5) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体構成員用） : 外封筒に封入する。</p> <p>(6) 特定建設工事共同企業体協定書 : 3枚作成し、そのうちの1枚を提出すること。外封筒に封入する。</p> <p>(7) 委任状及び使用印鑑届 : 代表者が作成し、提出すること。外封筒に封入する。 ※(1)～(7)を高槻市ホームページからダウンロードして作成すること。</p>
	<p>【共同企業体の構成が「3者」の場合】</p> <p>(1) 入札書 : 入札金額（消費税抜き）及び3桁の抽選用数字を所定の欄に記入する。内封筒に封入する。</p> <p>(2) 積算内訳書 : 積算内訳書の合計金額（消費税抜き）は、入札金額と同一であること。内封筒に封入する。</p> <p>(3) 制限付一般競争入札参加申出書 : 外封筒に封入する。</p> <p>(4) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体代表者用） : 外封筒に封入する。</p> <p>(5) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体構成員1用） : 外封筒に封入する。</p> <p>(6) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体構成員2用） : 外封筒に封入する。</p> <p>(7) 特定建設工事共同企業体協定書 : 4枚作成し、そのうちの1枚を提出すること。外封筒に封入する。</p> <p>(8) 委任状及び使用印鑑届 : 代表者が作成し、提出すること。外封筒に封入する。 ※(1)～(8)を高槻市ホームページからダウンロードして作成すること。</p> <p>○ 郵送方法 : (1) 入札書と (2) 積算内訳書を封入した内封筒を、他の提出書類とともに外封筒に封入し、一般書留または簡易書留の郵便で、高槻郵便局留で郵送すること。なお、共同企業体の場合は、内封筒及び外封筒には「共同企業体名称」を記載した上で、代表者の商号又は名称、入札日及び件名を記載すること。</p> <p>○ 到着期限日 : 令和7年8月20日 高槻郵便局必着</p>

13	入札参加資格の審査及び他の入札に参加している場合の取扱い	(1) 代表者及び構成員が本件の開札日までに手持ち工事数の制限に達した場合には、その時点で本件に係る入札参加資格を失うものとする。 (2) 制限付一般競争入札参加申出書等により入札参加資格を審査し、失格とする者には通知する。
14	入札成立の条件	○ 必要応募者数 : 応募時点で、応募者数が1に満たない場合は、入札不成立とする。
15	予 定 価 格	1, 182, 468 (千円) ※左記の金額は、消費税等額を含まない。
16	低入札価格調査基準 価 格	低入札価格調査基準価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
17	失 格 基 準 価 格	本件は失格基準価格を設定しており、失格基準価格を下回る入札は失格とする。 ※失格基準価格は事後公表とし、入札書開札時に公表する。
18	支 払 条 件	(1) 前金払 : 有 高槻市公共工事の前金払に関する規則による。 (2) 部分払 : 1回 (契約締結前に中間前金払と部分払のいずれかを選択)
19	保 証 金	(1) 入札保証金 : 免 除 (ただし、落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の3に相当する額以上を徴収する。) (2) 契約保証金 : 必 要 (契約金額の10%以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合は、20%以上とする。) ※小切手の場合、銀行保証に限る。
20	入 札 立 会 人	○ 入札立会人の選定 : 資格審査後、入札参加者の中から入札立会人を抽選で2名選定し、通知する。
21	入 札 日 時 等	(1) 入札日時 : 令和 7年 8月25日 午後 1時30分から なお、入札回数は1回とする。 (2) 入札場所 : 高槻市役所 本館4階 入札室
22	落 札 候 補 者	(1) 落札候補者の決定 : 開札の結果、失格基準価格による失格者を除き、予定価格と低入札価格調査基準価格の範囲内で、最も低い入札額を入れた者を落札候補者として決定する。 (低入札価格調査基準価格を下回った場合、23(2)による。) (2) 最低入札者が複数の場合 : 最低入札者が複数の場合、抽選して落札候補者を決定する。
23	落 札 者 の 決 定	(1) 落札候補者の参加資格の再確認 : 落札候補者について下記書類の提出を求め、改めて参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。ただし、再確認の結果不適格の場合、改めて次順位者を落札候補者とする。 (2) 低入札価格調査基準価格を下回った入札があった場合 : 失格基準価格による失格者を除き、入札額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、その入札額について調査を実施し、落札者を後日決定する。(最低入札者が複数の場合、抽選をして調査対象者を決定する。) なお、低入札価格調査基準価格を下回った入札者は、最も低い入札額を入れた者であっても落札者とならない場合がある。また、調査に協力しない入札者は、失格とする場合がある。 (3) 提出書類 : ・経営事項審査結果の総合評定値通知書の写し【代表者・構成員とも】 ・建設業許可証明書の写し【代表者・構成員とも】 ・工事実績契約書及び工事概要の確認できる設計図書等の写し【代表者】 (本市の工事実績の場合は提出不要) ・監理技術者証の写し(裏面とも)【代表者】 ※健康保険被保険者証を提出する場合は、記号、番号、保険者番号及びQRコードにマスキング処理(該当箇所の黒塗り等)を施すこと。
24	契 約 書	○ 契約書の作成 : 本市の定める様式により作成を要する。
25	無 効 の 入 札	(1) 本要綱に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札、並びに高槻市競争入札心得に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。 (2) 予定価格を上回る入札。 (3) 本市工事(水道部を含む)の完成検査の結果、成績評定が70点未満に該当し、当該工事の成績評定を公表した日の翌月から1年を経過していない者の入札。 (4) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの。 (5) 高槻郵便局留の一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送されたもの (6) 入札価格の積算内訳書の提出を求められた入札で、その提出がないもの。 (7) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの。 (8) 郵送用封筒(外封筒)及び内封筒に入札日、件名、入札参加者の商号又は名称が記載されていないもの及び件名が確認できないもの。 (9) 郵送用封筒(外封筒)及び内封筒記載の件名及び入札参加者の商号又は名称と同封された入札書の件名及び入札者名の同一性が確認できないもの。 (10) 入札参加資格を確認された者であっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする。 (11) 高槻市工事成績評定結果の入札制度への活用要領第4条第1項に該当する者の入札。 (12) 入札書の入札者欄に共同企業体名称の記載がないもの。

26 そ の 他	<p>(1) 市ホームページ掲載の、高槻市低入札価格調査実施要綱を参照のうえ、入札に参加すること。</p> <p>(2) 本案件は議決対象案件であるため、高槻市議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決がなされたとき本契約となるものとする。</p> <p>(3) 入札日から仮契約締結日の間において、落札者が下記の事項に該当する場合は、契約を締結しないことがある。また、仮契約締結日から議会の議決に付すまでの間において、仮契約締結業者が下記の事項に該当する場合は、契約を解除することがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けたとき又は同基準に掲げる措置事由に該当したとき。 2. 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に掲げる措置事由に該当したとき。 <p>(4) 落札者決定後、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。</p>
----------	--

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。(ただし、「7 入札参加資格」における技術者の専任配置に関する条件を除く。)

高槻市桃園町2番1号
 高槻市 総務部 契約検査課
 電話 072-674-7502 FAX 072-674-2198
 高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>